

策定 年度	平成 24
----------	----------

庄内町森林整備計画

計画期間 自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日

平成 25 年 3 月 策定

山 形 県
庄 内 町

目 次

I	伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	1 森林整備の現状と課題	
	2 森林整備の基本方針	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林整備の方法に関する事項	3
	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
	1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
	2 樹種別の立木の標準伐期齢	
	3 その他必要な事項	
	第2 造林に関する事項	5
	1 人工造林に関する事項	
	2 天然更新に関する事項	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
	4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
	5 その他必要な事項	
	第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法とその他 間伐及び保育の基準	9
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の作業種別の標準的な方法	
	3 その他間伐及び保育の基準	
	4 その他必要な事項	
	第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項	11
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
	2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区 域及び当該区域における森林施業の方法	
	3 その他必要な事項	
	第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 . . .	17
	1 作業路網等の整備に関する事項	
	2 その他必要な事項	
	第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	20
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	

2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要事項	
Ⅲ	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	26
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	
2	鳥獣による森林被害対策の方法	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	29
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	30
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
3	森林の総合利用の推進に関する事項	
4	住民参加による森林の整備に関する事項	
5	その他必要な事項	
	参考資料	32

I 伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

平成17年7月1日に余目町と立川町が合併し庄内町が誕生した。本町は山形県の北西部に広がる庄内平野の中央から南東部に位置し、東西約17.4km、南北約38.9km、総面積は24,925haであり、北は酒田市と接し、南西は京田川を境に三川町、鶴岡市、南東は霊峰月山を境に西川町、大蔵村及び戸沢村に接し、内陸地方と庄内地方を結ぶ分岐点に位置する。

本町の森林面積は、15,688ha、森林率は62.9%である。民有林の森林資源の現状は、面積4,121haでスギを主体とした人工林は2,680haで人工林率は65.0%になる。

人工林の林齢構成では、間伐や保育等の手入れを必要とする40年生以下の若齢林は783ha(29.2%)、間伐を必要とし、かつ伐期齢を控える41～50年生が672ha(25.1%)となっている。伐期齢を迎えた51年生以上の人工林は1,225ha(45.7%)と半数近くを占めるようになってきたことから、森林の育成・保育・間伐中心の整備から伐採や木材等の資源利活用への転換が必要とされている。

しかしながら、依然として林業を取り巻く状況は厳しく、長期にわたる木材価格の低迷に加え、木材価格の下落により林業生産活動が全般的に停滞し、保育施業への投資意欲が薄れ、間伐・保育等が適切に実施されていない森林が増加している傾向にある。また、林業労働力の減少と高齢化等により、なお厳しい状況にあることから、森林資源の質的向上と公益的機能の維持増進を継続して推進していくため、林業の作業環境や労働条件が魅力あるものとなるよう、その改善を進めていくことが重要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林が有する多面的機能をより高度に発揮させるために、地域森林計画で定める森林整備の推進方向及び森林整備の現状と課題を踏まえ、各機能の充実と機能間の調節を図り、適切な土地利用を図りながら森林資源の整備を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備の考え方について、重視すべき森林の機能に応じた施業を推進するため、森林整備の原状と課題を踏まえ、重視すべき森林機能に応じ次の5区域に区分し、多様な森林資源の整備を図る。

① 水源かん養機能

樹根及び表土の保全に留意し、森林の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、複層状態の森林への誘導する際は、天然力も活用した施業を推進する。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

③ 快適環境形成機能

生活環境の保全及び形成のため遮蔽性を確保する観点から、特に人家、集落、海岸付近に所在し、防風・防潮など気象の緩和、騒音防止などの機能を発揮している森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

④ 保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能

保健休養のための利用や景観・風致の構成の確保、気象動植物の保全の観点から、特に優れた自然美を構成する森林、保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林の構成を維持し、それら森林に求める機能やあり方に応じ、保護及び適切な保育間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

⑤ 木材等生産機能

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生産する観点から、適切な造林、下刈り、除伐、早魃などの保育を推進する。また、低コスト搬出に不可欠となる施業の集約化や林道等の基盤施設の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国有林と民有林の林業関係団体との連携を密にし、適正な森林施業の実施を図るとともに、森林施業の共同化、担い手育成及び確保、林業機械化の推進、流通、加工等の整備を計画的に推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木を伐採(主伐)する場合には、気候、地形、土壌などの自然的条件、森林資源の賦存状況、木材需給の動向及び公益的機能の確保等を配慮し、立木の伐採は次のとおり行うものとする。

(1) 育成単層林施業

現在の育成単層林は気候等の自然的条件及び林業技術体系等からみて人工林の造成が確実であり、さらに森林生産力の増大が相当程度期待される天然林においては、皆伐により行うことができるものとする。

この場合、林地の保全及び公益的機能の確保に考慮し、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても分散を図ることとし、林地の保全、雪崩、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため保護樹帯を積極的に設置するものとする。

天然更新を行う森林は、アカマツ、ブナ等の森林で天然更新が確実な林分及びコナラ、その他広葉樹等の森林でぼう芽による更新が確実な林分とする。1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は上記に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し生産目標に達した時期に伐採することとする。

ア 択伐による場合は、目標とする林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び伐期による施業を繰返します。なお、択伐率については、30%以下(伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下)を標準とします。

イ 皆伐による場合、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。なお、ぼう芽更新にあつては、林齢が高くなるほどぼう芽が低下するので伐期は25年程度とし、優良なぼう芽を発生させるために11~4月の間に伐採するものとするが、ぼう芽発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植え込みを行う等の確な更新を図る。

また、人工林の主伐は多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図りながら、生産目標に応じた林齢で行うものとするが、主伐の時期は次のとおりとする。

○人工林の標準的な施業体系における主伐時期の目安

表 II-1

地区	積雪地帯区分	樹種	地位	標準的な施業体系			主伐時期の目安(年)
				生産目標	仕立て方法	期待経級(cm)	
庄内	少雪 (積雪深 100 cm未満)	スギ	I	中径材	中仕立て	28	35
				大径材	〃	32	45
			II	中径材	〃	28	55
				大径材	〃	32	75
			III	中径材	〃	22	70
				中径材	中仕立て	28	35
	多雪・豪雪 (積雪深 100 ~400cm未満)	スギ	I	中径材	〃	32	40
				大径材	〃	28	50
			II	中径材	〃	32	70
III	中径材	〃	22	65			

注 地位Ⅰ：40年時の上層木の平均樹高が18.8m以上、地位Ⅱ：14.1m～18.8m未満、地位Ⅲ：9.4m～14.1m未満

(2) 育成複層林施業

気象等の自然的条件及び林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造を勘案し行うものとする。

ア 択伐による場合は、育成複層林施業に誘導することが適正と認められるスギ等の人工林又は、天然林で更新補助作業の導入により天然下種更新が図られる林分において行うものとする。その際は、伐採区域の形状や伐採面積の規模等に配慮するとともに、下層木に十分な光が当たり、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率で実施する。なお、択伐率については、30%以下(伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下)を標準とします。

イ 間伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。

ウ 天然更新を前提とする場合は、種子の結実状況、天然稚種の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

(3) 天然生林施業

気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の増進が図られる森林について、(2)の場合に準じて行うこととするが、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐採期齢は、次表のとおりとする。

表Ⅱ-2 (単位:年)

地 域	樹 種				広 葉 樹	
	ス ギ	マ ツ 類	カラマツ	その他 針葉樹	用 材	そ の 他
庄内町 全域	50	45	40	55	75	30

※標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めたものであり標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

表Ⅱ-3

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	(針葉樹) スギ、アカマツ、クロマツ、ヒノキ、カラマツ	
	(広葉樹) キリ、ケヤキ、キハダ、ミズキ、イヌエンジュ、トチノキ、ナラ、クヌギ、ブナ、ウルシ	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は庄内町林務担当課とも相談のうえ、適切な樹種を選択すべきものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、次表に示す本数を標準として決定するものとする。

表Ⅱ-4

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	中仕立て、密仕立て	2,400本～3,000本/ha	スギ以外の樹種については、林地の生産力、立地条件を考慮して定めることとする。
広葉樹	中仕立て	2,000本/ha 以上	

複層林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林にかかる施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すべきものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は庄内町林務担当課とも相談のうえ、適切な植栽本数を判断すべきものとする

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

表Ⅱ-5

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地拵えの方法は、全刈り、枝条散布地拵えとするが気象害等が生じる箇所は全刈りに固執せずに部分的保留についても考慮すべきで、小尾根が多い地形や広い斜面での大規模な前生樹伐採は避け保残木や保残帯を残すように配慮する。
植付けの方法	植付けの方法は、植穴を大きく掘り十分に耕転して植え込む方法で普通植えよりも埋幹部分長くなり二次根の発生が良いといねい植えとする。
植栽の時期	植栽時期は、苗木の生理的条件を考慮し春と秋の2回とし、秋植えの適期は、根の活動が止まらず年内に活着可能な時期で、9月～10月中旬までとする。

(3) 伐採跡地の人工造林を更新すべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

表 II-6

伐採跡地の更新すべき期間	伐採跡地の更新すべき時期については、公益的機能森林及び植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及び人工造林により更新を行う場合は、森林資源の積極的な情勢を図るとともに、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、伐採後、原則として2年以内に更新するものとする。
--------------	--

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

表 II-7

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	(針葉樹) スギ、アカマツ、クロマツ、ヒノキ、カラマツ	
	(広葉樹) キリ、ケヤキ、キハダ、ミズキ、イヌエンジュ、トチノキ、ナラ、クヌギ、ブナ、ウルシ	

(2) 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、下記に示す方法を標準として行うものとする。

ア 天然更新の標準的な方法

- ① 地表処理は、ササや粗腐植の堆積により更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
- ② 刈出しは、ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
- ③ 植え込みは、天然幼樹等の生育状況等を勘案し天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

表 II-8

樹 種	期待成立本数	備 考
スギ、アカマツ、クロマツ、ヒノキ、カラマツ、キリ、ケヤキ、キハダ、ミズキ、イヌエンジュ、トチノキ、ナラ、クヌギ、ブナ、ウルシ	3,000本/ha	伐採後5年以内に成立を確認

天然更新補助作業は、下層植生、立地条件、前生樹種などを勘案して、次表に示す方法を標準として行うものとする。

表Ⅱ-9

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	地表処理は、ササや粗腐植の堆積により更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈 出 し	刈出しは、ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植え込み	植え込みは、天然幼樹等の生育状況等を勘案し天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽 か き	芽かきは、伐採後3年間程度は自然淘汰にまかせ、伐採後4～8年目頃に優勢なものを1株3～5本程度残しそれ以外はかきとること。

イ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

表Ⅱ-10

伐採跡地の天然更新すべき期間	天然更新については、伐採後おおむね5年以内に更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うものとする。更新が完了していない場合は必要に応じて植栽や天然更新補助作業を実施するものとする。
----------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次表に掲げる森林については、伐採後必ず植栽を行うものとする。

表Ⅱ-11

森 林 の 区 域	備 考
<p>全域の人工造林に係る森林及び人工造林地の伐採跡地を対象とする。</p> <p>ただし、種子を供給する母樹等が存する森林等であって、天然更新が期待されるものについてはこの限りではない。</p>	個々の森林の所在は、森林簿による。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が伐採後5年経過した時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおり定める。

表Ⅱ-12

樹種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	備考
スギ、アカマツ、クロマツ、ヒノキ、カラマツ、キリ、ケヤキ、キハダ、ミズキ、イヌエンジュ、トチノキ、ナラ、クヌギ、ブナ、ウルシ	約10,000本/ha	伐採後5年以内に立木度3以上であること。

※ 立木度とは、“現在の林分の本数”を“当該林分の林齢に相当する期待成立本数”で除し、十分率により表すもの。

(参考) 立木度 = 現在の林分の本数 ÷ 当該林分の林齢に相当する期待成立本数

$$(3) \rightleftharpoons (10000\text{本/ha}) \div (3000\text{本/ha})$$

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法とその他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を基準として、森林の立木の誠意の促進及び利用価値の向上を図り、気象害及び病害虫から育林木を守り健全な林分に保つため森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

表Ⅱ-14

樹種	施業体系	植栽本数 (haあたり)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 中仕立て 生産目標 中・大径木	3,000本	20	30	40	60	本数間伐率は、地位に応じて 初回 13～27% 2回目 11～23% 3回目 15～32% 4回目 10～21% の範囲内で実施する。	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を基準として当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し適切に実施するものとする。

表Ⅱ-15

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 19	20 30		
下刈り	スギ	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△					下刈りは、植栽木が下草に被圧されるのを防ぐため、下草により抜け出るまで行う。植生の繁茂状況に応じ適切な時期及び作業方法により行う。実施時期は植栽木の成長が最盛期となる6月から7月頃を目安に行う。
雪起し				△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			雪により根倒れ又は倒伏した植栽木で成木可能なものについては、融雪後できるだけ早く樹幹を直立させる。
つる切															△		下刈・除伐時に併せて行う等適時、適切に実施するが、成長を阻害するつる類のすべてを除去する。

第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に存する森林、地域の用水源として重要なため池や湧水地や溪流等の周辺に存する森林・水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。なお、主伐の時期を標準伐期齢+10年以上(伐期齢60年以上)とし、森林の区域については別表2により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林土崩、土流、なだれ、落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂・潮害・風害・雪害・霧害・防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

③ 保健機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点か

らの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上(伐期齢100年以上)ただし、当該森林について森林経営計画をたて適正に施行管理される森林については、伐期齢を80年以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、それぞれの森林の区域については別表2により定める。

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を別表2により定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を促進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

別表1

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1林班~24林班、39林班	1,508.49
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6林班 (ロ2-1、2-3) 7林班 (イ101-1、130-1、133-2、134-1、136-1、 138-1、139-1、196-1、197-1、198-1) 8林班 (イ156-1、157-1、158-1、159-1) 9林班 (イ1-1~3、2-1、2-6、2-11、2-14) 10林班 (イ2-2、2-6、2-10) 11林班 18林班 (イ2-2、3-2) 19林班 (イ98-1~4、99-1、100-1、101-1、102-1、 103-1、104-1、105-1、106-1、107-1、 108-1、109-1、110-1、111-1、112-1、 113-1、114-1、115-1、117-1、118-1、 119-1、120-1、121-1、122-1) 22林班 (イ57-1、59-1、60-1、61-1、62-1、64-1、 65-1、66-1、67-1、68-1、69-1、78-1) 26林班 (イ7-2) 27林班 (イ2-1、3-1、30-1) 28林班 (イ2-1、3-1) 29林班 (イ51-1~2) 30林班 (イ8-1、14-1) 31林班 33林班 (イ36-1) 36林班 (ロ25-1、26-1~2) 37林班 (イ57-1、67-1、78-1~3、81-1、115-1) 53林班 61林班 (イ6-1、15-1、16-1、20-1、24-1~3) 山形県林業公社分収造林地	224.42

	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	79林班~83林班	442.12
木材等生産機能の維持増進を図る森林		1林班~78林班	3,675.60

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期+10年以上)	1林班~24林班、39林班	1,508.49
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期の2倍以上)	6林班 (□2-1、2-3) 7林班 (1101-1、130-1、133-2、134-1、136-1、 138-1、139-1、151-2、196-1、197-1、 198-1) 8林班 (1156-1、157-1、158-1、159-1) 9林班 (11-1~3、2-1、2-6、2-11、2-14) 10林班 (12-2、2-6、2-10) 11林班 18林班 (12-2、3-2) 19林班 (198-1~4、99-1、100-1、101-1、102-1、 103-1、104-1、105-1、106-1、107-1、 108-1、109-1、110-1、111-1、112-1、 113-1、114-1、115-1、117-1、118-1、 119-1、120-1、121-1、122-1) 22林班 (157-1、59-1、60-1、61-1、62-1、64-1、 65-1、66-1、67-1、68-1、69-1、78-1) 26林班 (17-2) 27林班 (12-1、3-1、30-1) 28林班 (12-1、3-1) 29林班 (151-1~2) 30林班 (18-1、14-1) 31林班 33林班 (136-1) 36林班 (□25-1、26-1~2) 37林班 (157-1、67-1、78-1~3、81-1、115-1) 53林班 61林班 (16-1、15-1、16-1、20-1、24-1~3)	

		山形県林業公社分収造林地	224.42
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	79林班～83林班	442.12
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等効率的な森林施業を実施するため、林道や林業専用道、森林作業道など一般車両や林業機械が走行する路網については、林地の傾斜や木材の搬出方法に適した整備を行い、簡易で耐久性のある路網と高性能林業機械を組み合わせ、低コスト搬出が可能となる作業システムを構築するものとする。

なお、路網密度の目標は下表のとおりとする。

表Ⅱ-16

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路線
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	50以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	40以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	25以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注 1: 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集材、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとします。

注 2: 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材、運搬するシステム。タワーヤード等を活用するものとします。

さらに、路網の整備は、集約化した森林施業などの推進のためにも不可欠です。このため、林業専用道等の開設にあたって、集約化によって効率的な森林施業を推進すべき区域として「路網整備等推進区域」を下表のとおり設定します。

表Ⅱ-17

路網整備等 推進区域	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図 番号	備考
2、5林班	1,016ha	立谷沢	22.5km	(1)	
36林班	50ha	松の木	1.6km	(2)	
34林班	30ha	漆沢	1.0km	(3)	
64林班	25ha	丸山2号	0.8km	(4)	
	269ha	立川	2.7km	(5)	
74、75林班	59ha	白山沢	1.0km	(6)	
65林班	7ha	高松1号	0.4km	(7)	
65林班	10ha	高松2号	0.5km	(8)	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知)を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

② 基幹路網の整備計画

庄内町に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について転記するとともに別に定めるところにより図示する。

表Ⅱ-18

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		2、5林班	立谷沢	22.5	(236) 1,016	○	(1)	
〃	〃		36林班	松の木	1.6	50	○	(2)	
〃	〃		34林班	漆 沢	1.0	30	○	(3)	
〃	〃	林業 専用道	64林班	丸山2号	0.8	25	○	(4)	
拡張	〃			立 川	2.7	269	○	(5)	局部 舗装
〃	〃		74、75林班	白山沢	1.0	59	○	(6)	幅員
開設計				6路線	30.5				

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網整備する観点等から山形県森林作業道作設指針により開設する。

② その他必要な事項

特になし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 その他必要な事項

※ 参考資料

(1) 森林資源の現況等

ア 基幹路網の現況

表Ⅱ-19

区 分		路線数	延長(km)
基幹路網		18	36,632
	うち林業専用道		

イ その他:細部路網の現況

表Ⅱ-20

区 分	路線数	延長(km)	備 考
森林作業道	16	16.7	

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体の育成を図り、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋や森林組合等、森林所有者の代表者、事業体などで構成する協議会などにより合意形成を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

今後間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の保全等により適切な森林管理を進めるものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林の所有状況は民有林 4,121ha のうち私有林 3,871ha の 94%、公有林 250ha の 6%となっており林家(保有面積 1ha 以上)数 352 戸によって保有されている。そのうち 5ha 未満の林家が 288 戸と全体の 82%を占めており、その保有形態は極めて零細である。

そのため、林業関係者等で構成する林業振興協議会を通して普及啓発活動の促進により、森林所有者間の合意形成を図りながら適正な森林施業の実施を図り、森林組合の安定的な事業量の確保に務めるものとする。

また、不在村者に対しては当該森林所有者への普及啓発活動を強化するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の民有林における森林資源の状況は、保育を必要とする人工林の林分(1～7 齢級)が 429ha である。一方、林家は 5ha 未満の所有者が 82%を占め、材価の低迷、労働力不足から林業経営の停滞が見られる。したがって、不在村者に対する普及啓発及び施業への理解等、森林所有者間の合意形成に努める必要がある。そのため、次表に掲げる森林施業共同化重点的实施地区において施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。

○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

表Ⅱ-21

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
大越山	大越山、高森、腹巻野	248ha	1
板敷	板敷、小倉山	294ha	2
家ノ前田	家ノ前田、小申花、丑ノ沢	398ha	3
福地山本	福地山本、丑ノ沢	284ha	4
東山	東山、堅田、前ノ川	268ha	5
西山	西山、村西、仲俣割	291ha	6
科沢・西山	西山、仲俣割、村下、中山	248ha	7
中沢	中沢、上野、須部野新田、早坂、山田、宮ノ沢、加久間	314ha	8
大堰台	大堰台、舟山、花崎、大桐峯、寺沢、鶴ヶ峯、下小出沢	340ha	9
たら木山	たら木山、捨子沢、不動沢、楯山、主殿峯、雑交沢、小出沢、大平	421ha	10
座頭塚	座頭塚、弥七山、滝ノ上、大峯、根里玉平、前山、中里、杉ノ森	480ha	11
計		3,586ha	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、以下の事項に留意するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業関係者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者がアまたはイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業管理者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実行性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者の育成については、各種情報の提供、技術研修会等を実施して林業従事者の参加を図る。また、山菜、菌茸類等地域に適した特用林産物の導入による複合経営を今後拡大し、林家の経営安定に務める。さらに、森林施業の中核的役割を担う森林組合をはじめ林業事業体の経営の体質強化を図り、労働生産性の向上と従事する者の質的向上に努め労働環境の整備を推進する。

(1) 林業労働者の育成

林業労働力を安定的に確保するために、農林家等の林業への就労の場の拡大を図り、雇用労働力については、通年雇用、社会保険等への加入促進、就労条件の改善・事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保と雇用の近代化を推進し労働力の確保を図る。林業従事者は今後益々減少及び高齢化が進むことが予想されることから、林業団体が一体となり育成指導体制の確立に務め、技術や知識の向上のため各種研修会の開催や高性能機械等の資格の取得を支援し資質向上を図る。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者や林業グループ等の各種研修への参加者を促し、林業技術、技術の習得、地域の林業担い手が希望の持てる環境づくりを進め、また、雇用労働力については就業の安定化、近代化等を通じて若年労働力の確保を図るとともに教育研修等により作業の効率化と資質の向上を図る。

○ 活動拠点施設の整備

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の、森林施業の中核的役割を担う出羽庄内森林組合を含む林業事業体の経営体質の強化を図り、地域の森林管理主体として安定した経営が行えるよう、積極的な林業施策の導入を進め、地域林業の体質改善を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林資源の状況は民有林の人工林面積が2,680ha、そのうち間伐対象林(4～10齢級)は1,430ha であるが、林道網の整備が不十分のため森林所有者及び林業事業体の林業機械化は小型機械が主体で機械化は進んでいない状況である。生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入を進め林業経営の改善に資するためには、生産基盤の整備と高性能林業機械の導入を中心とした新たな作業システム導入と安全性の確保を図る必要がある。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

林業機械の促進方向を踏まえ、高性能を主体とする林業機械の導入目標を次表に示すとおり設定する。

表 II-22

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒造材集材	緩傾斜	チェーンソー、集材機、林内作業車	スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー、集材機、林内作業車	タワーヤーダ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ
造林保育等	地 拵	人力、刈払機、チェーンソー	人力、刈払機、チェーンソー
	植 栽	人力	人力
	下 刈	人力、刈払機	人力、刈払機
	除 伐	人力、刈払機、チェーンソー	人力、刈払機、チェーンソー
	枝 打	人力	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械は、価格及び仕事量の面から個人的に購入及び利用するには難しく、共同体制で導入すべきであるが、現状では困難と思われる。今後、地形や作業条件等に配慮した高性能林業機械利用上の作業システム化を確立するとともに、機械作業の普及宣伝、オペレータの養成、事業量の安定確保、林業機械の共同利用に向けた取り組みを検討していく必要がある。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材生産については、これまでは木材加工業者の立木買取り生産及び委託生産がほとんどであったが、伐期を迎えた森林資源を活かし、地元材の使用、地元材を活かした住宅の推進など積極的に地元林産物の利用促進を図っていく。

生産された素材は、酒田市平田地区にある庄内木材流通センターを木材流通の拠点として有効に活用し、森林所有者、森林組合、素材生産者等一体となって素材集出荷体制の整備に努めていく。

また、平成 23 年度からは、協同組合やまがたの木乾燥センターによる木材人工乾燥施設が稼動し、市場が求める高品質な木材製品の供給体制が整ったことから、良質な素材生産等を推進し、地元産材の利用促進を図る。

特用林産物においては、労働力の不足から生産量の拡大に問題があり、農業関係団体との連携体制を取りながら生産、流通販路の拡大、共同出荷体制の整備を図る。

○林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

表Ⅱ-23

施設の種類	現 状(参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	町内	22,000m ³	1~3		該当なし		
製材工場	町内	9,000m ³	4		該当なし		

4 その他必要事項

該当なし

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林の保護及び管理については、適切な間伐等の実施、保護樹林帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、状況に応じ適期に適切な保護を行うものとします。

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やナラ枯れ等の早期発見に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとします。

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林(狩川、三添地区)に重点を置いた防除対策を推進する。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況などに応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の促進を図るものとする。

(ア) 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

① 高度公益機能森林(知事指定)

保安林及びその他公益的機能が高い松林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

② 被害拡大防止森林(知事指定)

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

③ 地区保全林(町長指定)

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な松林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

④ 地区被害拡大防止森林(町長指定) 47、57、67～69、71、73林班

地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底する。

(イ) 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況などを勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林の飛込み

を防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹などへの移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

(エ) 松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、松材などの流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況などに応じた適切な防除対策を実施するものとする。特に景勝地の森林公園など守る必要のある重要なナラ林(以下「特定ナラ林」という。)に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の継続的な保全を図るものとする。特定ナラ林以外の区域では、被害のさほど進んでいないナラ林において、伐採木をチップやペレットにして害虫を駆除するとともに、ぼう芽更新を促し、被害の未然防止を図るものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとします。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事などの森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとします。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事などの森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防火線、防火樹林帯等の整備を推進するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

1団地における1回の火入れの対象面積は、2haを超えないものとする。なお、複数の火入れ地が隣接する場合には、いずれかの1区画に火入れを行い、完全に消化したことを確認してから、次の火入れを行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

表Ⅲ-1

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
47、57、67、68、 69、71、73	病虫害の蔓延を防止するため	伐採方法:択伐 伐採後の造林の方法:広葉樹、天然更新 造林期間:H25～35

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、特に以下の事項について留意のうえ適切に計画することとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の適正な整備を図るため、施業の共同化の促進等による良質材の生産や広葉樹林の育成を進め、林業経営の安定向上と地域環境の保全を図る。森林は、保健・教育・文化等、多面的・公益的な機能を有しており、住民の休養、森林レクリエーション地域としての森林学習・散策路等を整備し、保健休養機能を活用して、都市との交流の促進を図る。また、地域の特性と自然資源を活かし、菌茸類・山菜・薬用植物等の特用林産物の生産や流通販売の拡大と共同出荷体制の強化による産地化を促進し、地域及び地場産業の振興に努めていく。

○ 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の総合利用の推進に関する事項

住民が気軽に森林にふれあう場として広く地域の意見を聞き、保全に務めるとともに、地域住民による整備を支援する。誰もが分け隔てなく利用できるように必要な整備を進め、健康づくり・安らぎの場・交流や教育の場として利用する機会を積極的に提供し、学校教育における里山林等を活用した体験教育や森林環境教育の推進を図る。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

庄内町林業振興協議会(北月山山彦の会)を協力団体し、町内の小学生を対象とした間伐や植栽等の環境学習事業を実施する。また、森林に親しむトレッキング事業を開催することで、環境問題、森林の必要性などについて広く住民周知を図る。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項

間伐、保育等森林施業の円滑な実行の確保を図るため、県、森林組合等林業関係団体との連携強化を図り、林家の経営意欲の向上等に努める。

(2) 森林病虫害に関する事項

本町において、松くい虫の被害は昭和60年に発生し、以来被害面積は昭和62年をピークに減少の傾向にある。また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、庄内南部を中心に深刻な被害が報告されているが、本町においては終息傾向にあることから、ナラ枯れの発生・被害状況に応じて適切な防除・駆除に努めることとする。

(3) 町有林の整備

町有林は159ha の面積があり、そのうち人工林は113ha で人工林率は71%である。造林適地にはほとんど植栽が完了しているが、育成途中のものがほとんどである。今後も間伐、保育の模範林として、適切な管理に努める。

(4) 災害等の緊急時に備えた森林資源の把握と利活用

東日本震災以降、復興に要する建築資材等が不足し、これらの確保が課題となっている。

本町において地震等の災害が発生し、家屋等の建築物に甚大な被害が及んだ場合に備え、資材等として活用するために緊急に運び出しできる森林資源の把握に努める。

また、災害が起こった場合、災害後の早期復興に資するため、関係機関、団体等との連携を図りながら、情報把握した森林を元に建築資材ほか復興に関し必要な地域産材の利活用を進める。

(参考資料)

○要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期

森林の所在		面積 (ha)	間伐又は保育の方法		時期	備考
位置	林班・小班		種類	方法		
狩川字 滝ノ上1-14 外	65イ2-1 外	6.06	間伐	標準的な間伐方法に 順じ、おおむね20%の 間伐率とし、地位、育 成状況などにより調 節する。	H26.3.31	環境税 事業